

民間建築物におけるアスベスト対策の 最近の状況について

- H17以降の実態調査により、平成元年以前の大規模建築物(約27万棟)について、対策が必要なものが一定程度残っている。
- H28に行った調査により、平成元年以前の小規模建築物(約130万棟)についても、約5~6%程度は吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が存在すると推計。



地方公共団体

① 対象となる建築物の優先順位を定めた対策

- ・ 小規模建築物も含めた平成元年以前の建築物で、不特定多数の者が利用するもの(物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など定期報告対象建築物)を対象として、台帳整備を推進。
- ・ 台帳を整備した後、実際に吹付けアスベスト等が使用されている建築物については、除去等に係る対策を推進。

② 重点的な周知徹底

- ・ 効率的な周知を図るため、特定の用途に関わる業界団体と連携し、重点的な周知活動を展開。

国土交通省

<部会後の取組み>

- ① H29.9月末までに**調査対象となる建築物のリストアップを求める通知**を発出。【H29.6.22国住指第810号】

- ② **地方公共団体向けの「講師養成講習」**を開催【東京会場H29.8、大阪会場H29.9】

※ H28に横浜市を対象として開催したモデル講習会の結果を踏まえたもの

要請

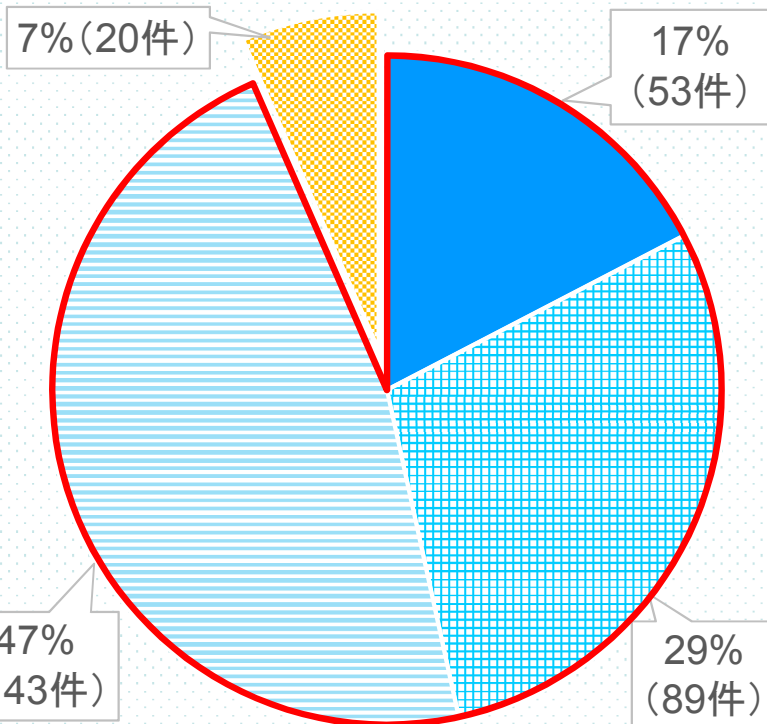
支援

地方公共団体における アスベスト調査台帳の整備状況

アンケート調査の概要

- アンケート内容:平成31年1月末における
 - (1)アスベスト調査台帳の整備の有無
 - (2)アスベスト調査台帳への物件リストアップの状況
 - (3)アスベスト調査台帳に記載の物件について、アスベスト使用実態調査の実施状況
- 調査対象:特定行政庁(限定特定行政庁を除き、特別区を含む。) 305地方公共団体

小規模*建築物を含む
アスベスト調査台帳の有無



9割以上の特定行政庁で小規模建築物の台帳整備に着手しているが、実際に使用実態の調査まで着手できている特定行政庁は約半数に留まる。

- アスベスト調査台帳を整備し、使用実態調査を実施済
- アスベスト調査台帳を整備し、使用実態調査を実施中
- アスベスト調査台帳を整備中 (使用実態調査は未着手)
- アスベスト調査台帳を整備していない

※小規模建築物とは、延べ面積が概ね300㎡以上1,000㎡未満の建築物で、昭和31年から平成元年までに建築された

- ①集会場その他の建築基準法別表第1(イ)欄(一)項に掲げる用途
- ②ホテル及び旅館
- ③飲食店、物品販売業を営む店舗その他の法別表第1(イ)欄(四)項に掲げる用途
- ④その他地域の実情に応じて優先的に把握すべきと考えられるものが対象。

関係業界団体と連携した周知について

- アスベスト対策部会での提言を踏まえ、全国の地方公共団体において、不動産関連業界向けの説明会を開催することを要請。
- 地方公共団体職員が、説明会で適切な説明を行うことができるようにするため、国土交通省において「講師養成講習」を開催。
- 「講師養成講習」においては、建物所有者・管理者がアスベスト対策の必要性を認識し、調査・除去等の対策に取り組むために効果的な意識啓発を行うテーマ及び説明ツールを提供。

講師養成講習の実施状況

1)対象者:地方公共団体のアスベスト担当職員
(都道府県・指定都市は全て参加。市区町村も参加可能。)

2)日時

【東京会場】平成29年8月24日(木) 【大阪会場】平成29年9月8日(金)

3)参加者

【東京会場】108団体、167名 【大阪会場】68団体、98名

4)講習内容



		説明内容	講習目的
第Ⅰ部	①	建築物のアスベスト対策の現状と課題	受講者が各地域で講師として説明する内容
	②	建築物の所有者・管理者としての義務・責任	
第Ⅱ部		アスベストに関する基礎知識	受講者が専門的知識を習得するための内容

【国開催】ホテル・旅館業界及び物販店舗業界に対する周知方策の検討

- ・ 不特定多数の者が利用する建築物を所有・管理する業界
- ・ 一定程度広く業界に周知できるよう、会員企業や所有施設数が多い企業が所属する団体の現状把握、周知方策の検討のため、ホテル・旅館業界及び物販店舗系の団体のヒアリングを行った。

＜ホテル・旅館業界団体＞

業界団体	団体概要
全国旅館ホテル生活衛生協同組合連合会（全旅連）	47都道府県の組合が加盟。全国の組合員数（旅館・ホテル軒数）は約16,000軒。（団体HPより）
東京都ホテル旅館生活衛生同業組合	東京都内で800施設ほどが加盟。旅館、ホテル、シティホテル等幅広い施設が加盟している。
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合	神奈川県内の旅館・ホテルが加盟。会員数は298名。横浜市内の会員は45施設。
日本ホテル協会	全国244のホテルが加盟。セミナー開催や出版、刊行物頒布を行っている。（団体HPより）

＜物販店舗業界団体＞

業界団体	団体概要
日本ショッピングセンター協会	ディベロッパーやテナントで構成される協会。全国に7つの支部を持つ。全国約3200店舗のショッピングセンター（店舗面積1,500㎡以上）のうち、会員のショッピングセンターは約1800店舗。建物所有者となるディベロッパー会員は327社。
日本百貨店協会	百貨店業を営む企業で構成される協会。全国7地区に下部の協会を持つ。全国80社、213店舗が加盟している。
日本チェーンストア協会	比較的規模の大きいスーパーマーケットが所属する協会。56社が加盟している。会員店舗数は9,376店舗（平成28年）。
日本スーパーマーケット協会	スーパーマーケットが所属する協会。87社が加盟している。会員店舗数は6,835店舗（平成30年2月28日現在）。
新日本スーパーマーケット協会	スーパーマーケットが所属する協会。312社が加盟している。会員店舗数は約10,000店舗（平成30年1月現在）。

【ヒアリング結果】

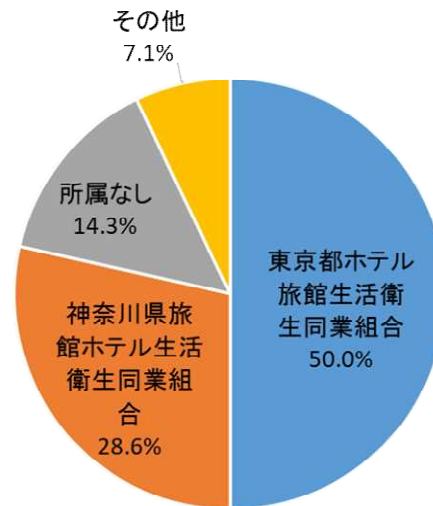
- ・ いくつかの業界団体では、団体の支部等で行うセミナーのひとつとして説明をすることは可能とのことであった。ただし、確保できる時間は1時間程度であった。
- ・ 多くの団体が月1回会報を発行しており、アスベスト対策の情報を載せることは可能と回答する団体もあった。
- ・ 講習会を開催する場合、メーリングリスト等による会員への周知は協力可能という団体が多かった。

- 講習会の周知協力は可能と回答のあった業界団体へ周知の協力を依頼し、説明会を実施。
- 開催地の特定行政庁職員（講師養成講習を受講）も講師として参加し、各特定行政庁としての取り組みも含めて周知を行った。
- 説明会では、業界として興味を寄せやすいテーマの説明も含めることとし、事前周知に盛り込むこととした。（例：ホテル・旅館業界：法令改正による非常用照明設置の合理化など）

説明内容	
1	建築物のアスベスト対策の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト対策の概要 ・ アスベストの使用実態 ・ アスベスト対策の支援
2	建築物の所有者・管理者としての義務・責任 <ul style="list-style-type: none"> ・ アスベスト訴訟で貸主が損害賠償を支払った裁判事例
3	アスベストに関する基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿規制の変遷 ・ 石綿が使用されている可能性のある建築物の部位 など
4	（ホテル・旅館業界について） 建築基準改正の動向

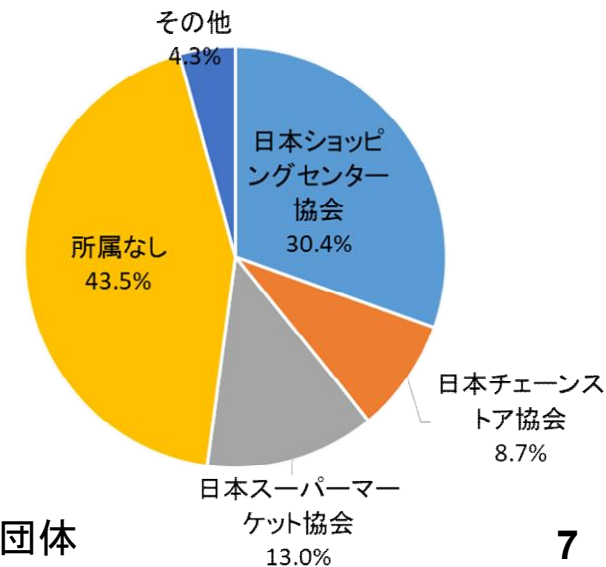
ホテル・旅館業界を対象とした説明会

- 1) 会場：東京都
- 2) 日時：平成30年3月9日
- 3) 参加者：16名
 - ✓ 東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
 - ✓ 神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合
 - ✓ 東京都内のホテル旅館事業者



物販店舗業界を対象とした説明会

- 1) 会場：横浜市
- 2) 日時：平成30年3月5日
- 3) 参加者：23名
 - ✓ 日本ショッピングセンター協会
 - ✓ 日本チェーンストア協会
 - ✓ 日本スーパーマーケット協会
 - ✓ 横浜市内の店舗所有者

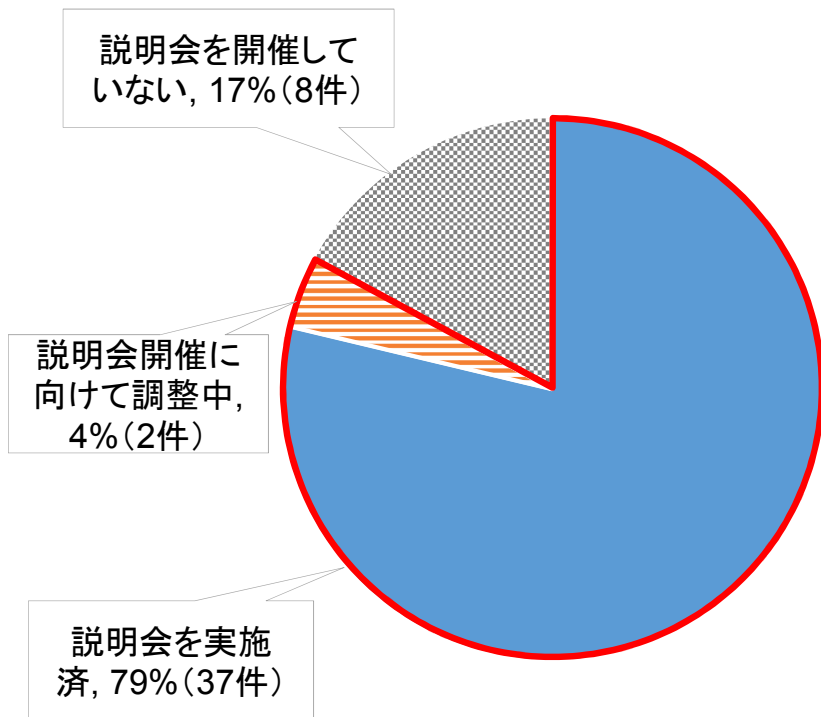


受講者の所属団体

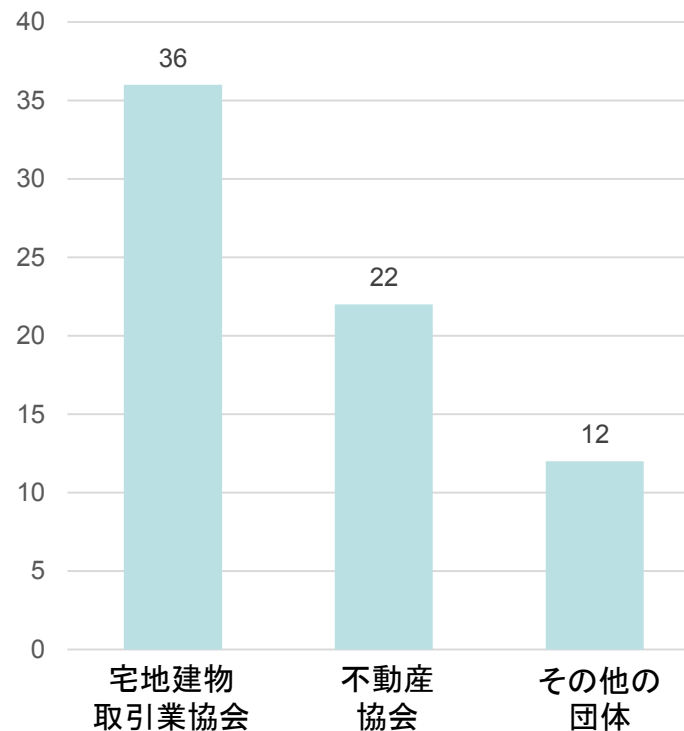
【地方公共団体開催】関係業界団体と連携したアスベスト対策に係る説明会

- 講師養成講習に参加した地方公共団体の職員が、各地方公共団体の管内において、関係する業界団体と調整し、説明会を開催。
- 8割近くの都道府県で開催済であるが、開催に向けた調整に着手できていない都道府県も複数存在している。
- 連携する業界団体としては、通知において周知した建物所有者・管理者との関わりが強い不動産関係団体との連携が最も多いが、建築物の改修・解体等の際に関わる建築士団体や調査者との連携も見られる。

①都道府県ごとの業界団体との調整状況



②連携する業界団体



その他の団体
ホテル旅館生活衛生同業組合
建築士事務所協会
解体業界
土建一般労働組合
地域工場団体
消防部局
建築士会
建築物石綿含有建材調査者協会

※複数回答可

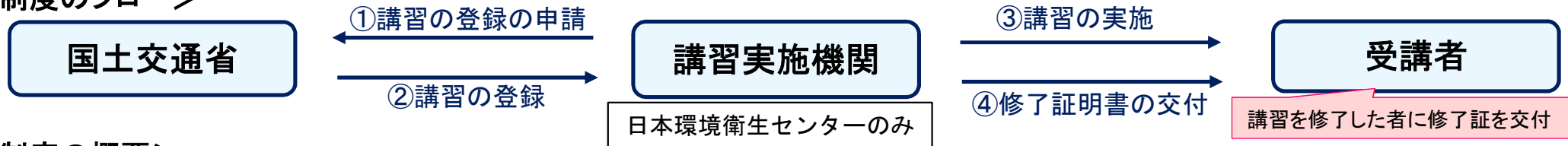
建築物石綿含有建材調査者制度の 見直しについて

建築物石綿含有建材調査者講習(旧制度)について

<建築物石綿含有建材調査者講習登録制度(H25国土交通省告示第748号)>

- 建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を適切に把握することができる専門家を育成するため、中立かつ公正な立場で講習を実施できる機関による講習の登録を行う。

<制度のフロー>



<制度の概要>

- ①② 国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習の実施体制を確保するための要件に適合する機関による講習を登録する。
- ③ 講習実施機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④ 講習実施機関は、修了考査に合格し講習を修了した者に修了証明書を交付する。

受講者の資格

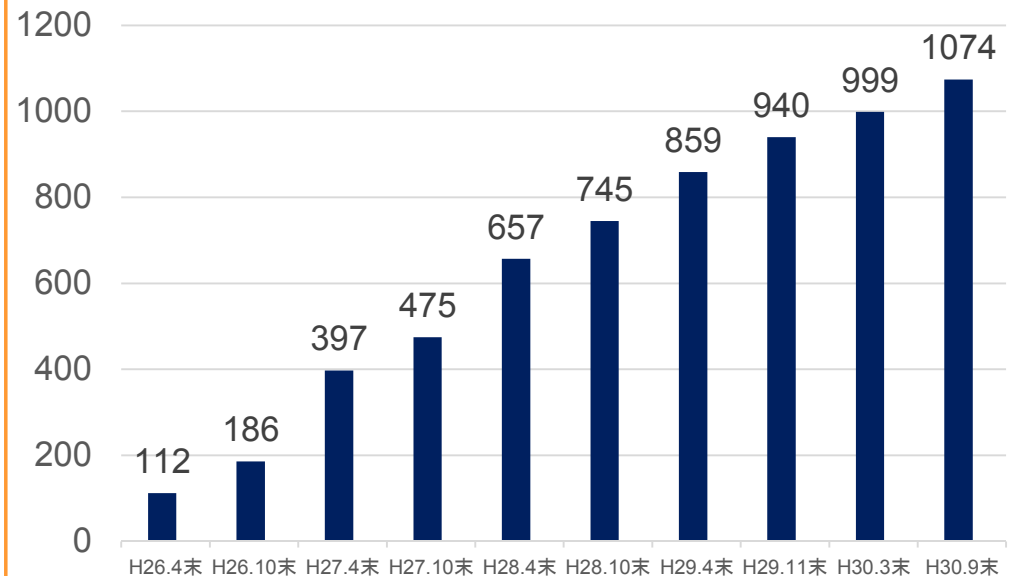
- ・ 建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者

講習の内容

- ・ 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査
筆記試験、口述試験

建築物石綿含有建材調査者の育成状況(累計)

(修了者数)



建築物石綿含有建材調査者とは

- アスベスト調査に関する専門的な知識を有する者として、国土交通大臣が登録している講習を修了している者。
- 建物所有者・管理者からの依頼を受けて、建物におけるアスベスト含有建材の有無を調査する。

(平成30年9月末時点)

都道府県	修了者数	都道府県	修了者数	都道府県	修了者数	都道府県	修了者数
北海道	54(+3)	東京都	226(+23)	滋賀県	4	香川県	6
青森県	12	神奈川県	65(+7)	京都府	21(+4)	愛媛県	6
岩手県	11(+1)	新潟県	27	大阪府	93(+3)	高知県	6
宮城県	41(+2)	富山県	11	兵庫県	31(+1)	福岡県	31(+5)
秋田県	9(+2)	石川県	12	奈良県	14	佐賀県	3
山形県	3	福井県	10	和歌山県	5	長崎県	8
福島県	17(+1)	山梨県	9(+2)	鳥取県	6	熊本県	13(+1)
茨城県	12	長野県	35(+1)	島根県	5	大分県	2
栃木県	8	岐阜県	8(+1)	岡山県	12	宮崎県	6
群馬県	12(+3)	静岡県	28(+1)	広島県	23(+1)	鹿児島県	11
埼玉県	55(+4)	愛知県	56(+7)	山口県	7	沖縄県	6(+1)
千葉県	16	三重県	10(+1)	徳島県	8	合計	1,074(+75)

建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報: <http://www.jesc.or.jp/training/tabid/132/Default.aspx>

※()内は、平成30年3月末時点からの増加数

建築物石綿含有建材調査者制度(旧制度)の課題

建築物石綿含有建材調査者講習制度の課題

- 調査者講習では、建築基準法の規制対象である吹付けアスベスト等のほか、周辺情報としてその他のレベル1、2建材を対象とした調査方法が習得できる。
- 近年は、石綿則に基づくレベル3建材も対象とした解体工事等の事前調査において、厚生労働大臣指針に基づき調査者が推奨されるようになり、事前調査業務を実施することも多い。

■ 建築物の調査を実施する段階(H27調査者へのアンケート結果)

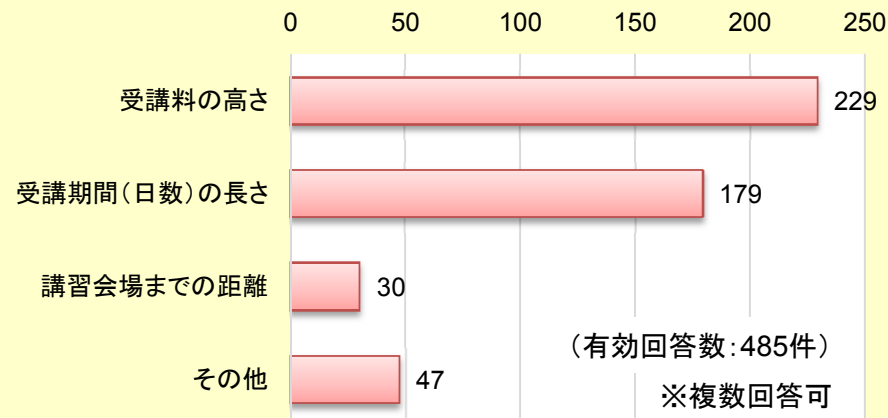
調査を実施する段階	実績あり	実績なし
建物取引時	59(41%)	85
通常使用時	89(62%)	55
増改築・改修時	124(86%)	20
解体時	124(86%)	20

母数=144

- 講義、実地研修、修了考査が5日間にわたり、受講料も10万円を超えるなどの条件が支障となって、石綿関係業務に従事する者であっても、受講に至らないケースが多い。(事前調査講習会でのアンケート結果)

■ 調査者講習受講に当たって支障となる条件

(H29石綿作業主任者を対象とした事前調査講習会でのアンケート結果)



母数=401

建築物石綿含有建材調査者の 資質向上に向けた検討

- 解体工事前の調査でも必要となるいわゆるレベル3建材の調査を実施できる知識を習得する必要性が高まっている。→**テキスト内容の再検討**

建築物石綿含有建材調査者制度の 合理的な見直しの検討

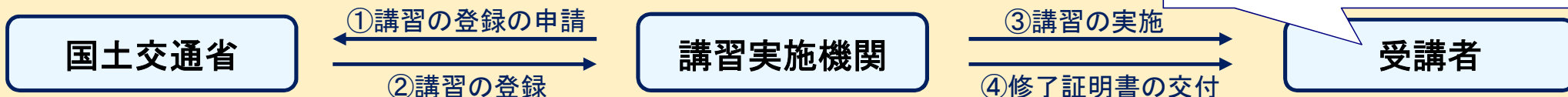
- 石綿に関する知識を有する者(石綿作業主任者等)を対象とすることにより、合理的に調査者を育成することができるのではないか。→**3省連携告示の検討**

建築物石綿含有建材調査者制度の見直し

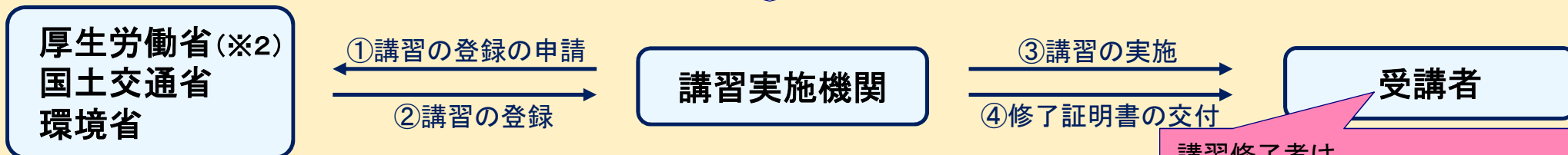
- 建築物における石綿含有建材の実態把握を推進するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、石綿含有建材の調査に関する専門家を育成するための講習制度を創設。(H25国交省告示による旧制度を発展。)
- 建築に関する知識・経験を有する者のほか、新たに石綿関係作業の知識を有する石綿作業主任者も講習の受講対象とする。

講習の登録制度の見直し

<旧制度(H25~H30.10.22)>



<見直し後(H30.10.23~)>



(※1) 旧制度の建築物石綿含有建材調査者は、新制度の特定建築物石綿含有建材調査者とみなす

(※2) 登録手続きは、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施

	講習の方法	
	講義、実地研修、筆記試験及び口述試験によるコース	講義及び筆記試験によるコース
受講資格	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 <small>右記のうち、建築物石綿含有建材調査者として一定の実務経験を有する者</small>	建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 <small>石綿作業主任者技能講習の修了者</small>
修了者の位置づけ	特定建築物石綿含有建材調査者	建築物石綿含有建材調査者
講習において対象とする石綿含有建材	レベル1, 2, 3(通常の使用状態の調査及び法令に基づく解体等工事の事前調査を想定)	

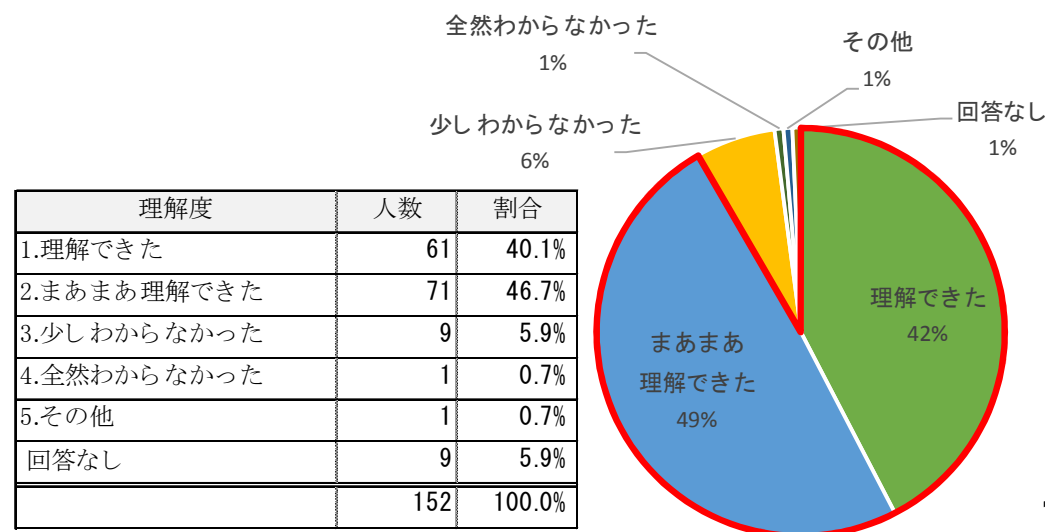
- 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、1機関【平成31年2月末現在】であるが、今後も全国各地で講習の登録がなされる見込み。
- 平成30年度の新たな講習の実施状況は下表のとおり。
- 従来の講習から講習日数を見直し、かつ、受講機会を拡大した建築物石綿含有建材調査講習においては、全国2会場で実施したが、いずれも募集開始後早期に定員に達している。

<新規講習の実施状況((一財)日本環境衛生センター)>

		特定建築物石綿含有建材調査者講習	建築物石綿含有建材調査者講習	
開催場所		大阪	大阪	東京
開催日	講義	平成31年1月21日・22日	平成31年1月21日・22日	平成31年1月28日・29日
	実地研修	平成31年1月23日ほか		
	筆記試験	平成31年2月28日	平成31年2月28日	平成31年2月28日
	口述試験	平成31年2月25日ほか		
受講人数		73名	32名	116名

※修了考査直後のため、合格者の合計は未定。

- 平成30年度の補助事業において、調査者向けの現場での調査の留意点分かるムービーを作成し、実際の講義において試行的に放映を行ったところ、9割以上の受講者が概ね理解できたとの結果が得られた。
- 受講者アンケートでは、調査箇所ごとにどういう点に留意しなければならないのか、テキストと組み合わせ確認するととてもわかりやすく、何度も見て学びたいとの声が多くあった。



建築物石綿含有建材調査者向けの 定期講習の実施について

定期講習について

- 建築物石綿含有建材調査者の資質向上のため、従来の制度においては、5年ごとに修了証を更新し、更新のタイミングで「更新講習」を受講することとしていたところ。
- 平成30年10月以降の新たな講習制度においては、同様の講習を「定期講習」という名称とした。
- 定期講習の実施方針については、昨年度のアスベスト対策WGにおいて検討しており、講習実施機関においては、当該実施方針を踏まえて実施している。

定期講習の実施方針(H29.11.27第66回WG了承)

- 講習実施方法
資格者数を鑑み、会場における講義で更新講習を実施。
- 講習日数・時間・回数
講習日数: 資格取得時の講習が充実していることや受講者等の負担を考慮し、1日とする。
講義時間: 講習1科目につき、60～90分程度を想定する。
講習回数: H30年度受講予定者の所在地を鑑み、東京会場2回、大阪会場1回とする。
- 講習で用いるテキスト
5年前に新規講習を修了した者が、その後テキストに追加された内容を習得することが更新講習の目的であることから、説明は新規講習における最新版のテキストの一部を抜粋したPPTにて行う。
なお、受講者自らがその他の項目についても自ら復習することができるよう、新規講習における最新版のテキストも配付する。
- 講習の効果確認
講習の最後に効果確認のための問題演習を行う。解答については当日解説を行い、自己採点を行う。回答用紙は回収し、理解度の分析を行い、次回以降の講習内容の参考とする。

定期講習の講義ごとの内容(H30.3.16第67回WG了承)

○定期講習の内容

講習内容は、他法令の事例や調査者の要望を考慮し、以下の内容について講義を行う。

番号	講義事項	講義の内容
①	アスベスト調査の環境を取り巻く関係法令等の改正事項	調査者講習修了後の法令等改正事項について解説 <ul style="list-style-type: none"> • 近年の関係法令・制度の改正事項 • JIS分析法の改訂(詳細は講義②) • アスベスト対策関連マニュアル・ガイドライン • 近年のアスベスト対策に係る行政の動き
②	アスベスト調査における留意点	アスベスト調査における再度確認しておくべき留意点について、最新版テキストにより、解説 <ul style="list-style-type: none"> • 建築物石綿含有建材調査者講習テキスト(最新版) • 調査者講習において使用している説明用PPTから関係箇所を抜粋したもの
③	事前調査におけるアスベストの見落とし事例等の紹介	自治体等から収集した、実際の事前調査で石綿含有建材の見落としがあった事例や、見落としが多い場所等について解説する。 <ul style="list-style-type: none"> • 事前調査におけるアスベストの見落とし事例 • 通常使用されていない場所にアスベストが使用されている事例 • 石綿の調査において注意するポイント • (参考)事前調査では発見困難な事例 • (参考)間違いやすい建材例(テキスト巻末抜粋)

<定期講習の時間割イメージ>

① アスベスト調査の環境を取り巻く関係法令等の改正事項 (90分)	休憩	② アスベスト調査における留意点 (90分)	③ 事前調査におけるアスベストの見落とし事例等の紹介 (60分)	④ 問題演習、解説 (60分) ※演習20分、解説40分を想定
---	----	------------------------------	--	--

建築物石綿含有建材調査者向けの定期講習の実施状況

- 講習実施機関より、過去の講習修了者1,074名に対し、制度変更の周知と合わせて、定期講習の案内を平成30年11月中旬に送付している。
- 定期講習の受講は、現行の制度において義務付けとなっていないことから、受講数はH25修了者の4割程度にとどまっている。(今回受講しなかった調査者は、来年度以降も受講可能)
- 来年度の定期講習の実施に当たっては、引き続き、講習実施の周知を行い、受講を促進する見込み。
- また、今年度モデル的に新規講習において活用した調査者向けの普及啓発ムービーについては、定期講習での活用も検討している。

<定期講習の実施状況((一財)日本環境衛生センター)>

	建築物石綿含有建材調査者向けの定期講習 (新講習登録制度における定期講習の位置づけ)	
開催場所	大阪	東京
開催日	平成31年1月22日	平成31年2月13日
受講人数	16名(うちH25修了者は14名)	30名(うちH25修了者は28名)

※H25年に講習を修了したのは、112名